

埼玉県庁(都市整備部 住宅課)からのお知らせ



あなたの住んでいる分譲マンションの 管理規約はご存じですか？

※注：ほとんどの分譲マンションで管理規約が定められています。
管理規約は、あなたの住むマンションを適正に管理する上での必要なルールです。

マンション管理組合の総会や理事会は 開催されていますか？

※注：分譲マンションを適正に管理するため、総会や理事会を適切に開催することが必要です。



埼玉県(住宅課)では、昨年度の実態調査を踏まえ、分譲マンション入居者の皆様を支援する事業を実施いたします。

県内の専門家団体に所属するマンション管理士を無償で派遣し、(県職員等も原則同行)管理規約の作成・見直しや総会・理事会の開催を支援します。

支援対象

次の①及び②の双方に該当する場合を対象とさせていただきます。不明な場合は御相談ください。

- ①マンション管理規約が見つからない。又は見たことがない。
- ②総会や理事会が開催されていない。

連絡・相談先

支援対象となるマンションの居住者等の方は、次の担当まで御連絡ください。

〒330-9301
さいたま市浦和区
高砂3-15-1
埼玉県都市整備部住宅課
民間住宅・
マンション支援担当
電話048-830-5573
FAX 048-830-4888

埼玉県分譲マンション 実態調査の結果について

分譲マンションの居住者の皆様には、昨年度の埼玉県分譲マンション実態調査の実施に際しましては、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様の御協力によりまして大変貴重な県内分譲マンションの基礎データが作成されました。

調査結果につきましては、埼玉県庁ホームページ ↓
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/mannsyonntyousa/> から御確認いただければ幸いです。



本チラシの配布は、埼玉県マンション居住支援ネットワーク会員の協力を得て配布させていただいています。ご了承ください。



分譲マンション管理組合をサポートします
埼玉県マンション居住
支援ネットワーク